

5章 佐川町再犯防止推進計画

1. 計画策定の趣旨

刑法犯の認知件数が減少傾向にある一方で、検挙人員に占める再犯者の比率（再犯者率）が約 50%に及ぶなど、安心して安全に暮らせる地域社会の実現に向け、「再犯」をどのように防ぐかが重要課題となっています。

このような中、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、再犯の防止等にかかる国及び地方公共団体の責務が明らかにされるとともに、必要となる施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本事項が示されています。

そして、平成29年12月には国が「第一次再犯防止推進計画」、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」を策定し、高知県においても平成31年3月に「高知県再犯防止推進計画」が策定されました。

本町においては、この項目を再犯の防止等の推進に関する法律第八条に基づく「佐川町再犯防止推進計画」として位置付け、高吾保護区保護司会に所属する越知町、仁淀川町及び地域の関係機関や民間団体等の連携・協力により、犯罪をした者等が立ち直るよう支援し、安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、再犯防止施策の推進に取り組みます。

2. 現状と課題

本町では、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支援する保護司会などの活動により、犯罪や非行をした人が地域で円滑な社会生活を営めるよう支援しています。

犯罪や非行をした人の中には加齢や障害、疾病、困窮など様々な課題を抱えている人が少なくなく、これらの人が孤立せずに町民の理解と協力を得ながら円滑に地域社会の一員として生活していく（「住居を定める」、「収入を得る」等）ことができれば、犯罪等を未然に防ぎ、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現につながります。

そのためには、行政、刑事司法関係機関、保護司会等を中心とした更生保護に関わる団体等が連携し、犯罪や非行をした人が再び社会の一員となることができるよう支援していく必要があります。

3. 基本方針

地域住民の理解と協力を得ながら、地域社会で孤立させないようにすることで再犯の防止につなげ、犯罪や非行のないまちを目指します。

町の主な取り組み

①社会を明るくする運動

保護司会と協力して、強調月間である7月に、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深めるよう、町広報への掲載や、広報車による啓発活動など「社会を明るくする運動」を推進します。

また、同月は再犯の防止等の推進に関する法律による再犯防止啓発月間でもあり、社会全体で再犯防止に取り組む機運の醸成を図ります。

②生活困窮者自立支援

生活困窮者に対しては、佐川町社会福祉協議会を中心とし、生活困窮者自立支援制度等の活用や、関係機関との連携を行い、相談や就労支援、フードバンクにおける食料品や衣類等の生活支援など、各種支援を行います。

再犯防止を効果的に行うために、犯罪や非行をした人に経歴や心身の状況、家庭環境や経済的状況などの特性を把握した上で、支援関係機関等がこれらの特性に応じて行う指導等に関して情報共有を行い、役割を分担しながら取り組みます。

③非行防止の啓発

補導育成センターにおいて学校、地域、警察などの関係機関と連携して青少年の見守り活動を行い、青少年の非行防止と健全な育成のため、愛の輪、地域の輪を広げていきます。

④薬物及び各種依存からの回復支援

医療、福祉、司法の関係機関や薬物等依存自助グループ等の関係機関と連携を図りながら、本人や家族への支援を推進します。

また、児童・生徒が薬物等の乱用による健康への害について正しく理解するため、健康教育を推進します。

⑤学校等と連携した支援

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用するとともに、児童相談所、佐川町保護司会、佐川町地域支援ネットワーク等との連携をとり、いじめや不登校への対応等、相談支援体制の充実を図ります。

また、矯正施設等から地域に戻り、復学する児童・生徒がいる場合は、学校ごとに適切に教育を受けられる環境を整えるなどの配慮を行います。

⑥更生ボランティアへの支援

更生保護や犯罪・非行の防止に携わる保護司会などの活動を支援するとともに、各種団体等の活動を周知し、担い手確保の支援を行います。

地域でできること

- ①地域全体で犯罪や非行の防止と犯罪からの立ち直りを支える意識を持ちましょう。
- ②犯罪や非行防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」への理解を深めましょう。
- ③保護司、保護司会、BBS会、協力雇用主などの更生保護ボランティア活動に理解を深め、その活動に参加・協力しましょう。

【保護司会とは】

保護司は、法務大臣が委嘱する更生保護のボランティアで、犯罪や非行をした人の立ち直りを助けるとともに、犯罪予防の活動に取り組み、地域の安全安心に貢献しています。

本町は、越知町、仁淀川町との3町で高吾保護区保護司会を結成しており、令和5年12月現在で29名が保護司として活動しています。

【保護司の主な活動】

- ①保護観察になった人への助言や指導、面談等
- ②刑務所や少年院など（矯正施設）の入所者の、出所後の生活環境等の調整
- ③地域での犯罪予防の啓発活動

【社会を明るくする運動とは】

法務省が主唱する「社会を明るくする運動」は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人々の改善更生についての理解を含め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。毎年7月は強調月間として様々な啓発活動を行っています。